

# 京都大学人文科学研究所蔵 『天地瑞祥志』 第十六翻刻・校注

## ―「五行」「木」「火」「土」―

洲脇 武志

### はじめに

『天地瑞祥志』は、唐の薩守真（異説あり）という人物によって編纂された天文類書である。これまではさほど注目されてこなかった書物であったが、二〇一一年秋より、数名の有志により天地瑞祥志研究会（代表・水口幹記氏）が立ち上げられ、輪読会を行ってきた。

この研究会での成果は、水口幹記氏・田中良明氏によって第一の翻刻・校注が『藤女子大学国文学雑誌』九三号（二〇一五年）及び九四号（二〇一六年）に、佐野誠子氏・佐々木聡氏によって第十四の翻刻・校注が『名古屋大学中国語学文学論集』第二九輯（二〇一五年）に発表されている。本稿はこれらに続く研究会の成果報告である。なお、『天地瑞祥志』に関しては、前掲『藤女子大学国文学雑誌』九三号に収録されている水口幹記氏による「序」を参照されたい。

さて、『天地瑞祥志』第十六には、「月令」「五行」「木」「火」「土」「金」「水」の項目が立てられており、また「水」には「醴泉」「井」が付されている。本稿ではこのうち、「五行」「木」「火」「土」の翻刻・校注を収録する。この

第十六「五行」「木」「火」「土」の翻刻と校注は洲脇武志が担当したが、この成果は決して一人だけの手になるものではなく、研究会の参加者による意見の集約であることを付言しておく。

### 『天地瑞祥志』翻刻・校注凡例

#### 原文

- 一、底本には京都大学人文科学研究所蔵『天地瑞祥志』を用いる。
- 一、底本は文章の改行に無秩序な箇所があるが、読者の便を図り、引用書や文脈により適宜段落を設け、各々に01、02、……と番号を付して①に記した。
  - 一、底本は鈔本であり、行草体や筆写特有の字体を含むが、適宜楷書化し、通行の字体に改めた。
  - 一、底本の双行注（割り注）は山括弧◇に入れて示し、欠字は□で示している。
  - 一、底本に書き入れが有る際、または、底本の字作りが前田尊経閣文庫所蔵『天地瑞祥志』（以下「尊経閣本」と略す）と異なる際には、①の本文の右側に「二」「三」……と付し、文末に書き入れや校異を記した。但し、僅かでも字体が異なる文字をすべて挙げることは繁雑の難があるため、鈔本に類見する異体字の類で、一見して同義の文字であると判断可能な文字は、これを略して載せていない。（尊経閣本との校合は、尊経閣において当該書を実見し、紙焼きを購入している『天地瑞祥志』研究会代表の水口幹記が行った。）

## 校訂

一、①に示した原文を適宜正字に改め、句読点などの記号を付したものを②に記した。略字・異体字については、「日」と「日」、「亅」と「氏」、「文」と「父」、「大」と「太」などの鈔本に多く見られる字形が混同される文字や、その字形が甚だしく相異なる場合以外は、特に断りなく改めている。

一、①に示した原文に衍字が有ると認めた場合は、②に衍字を丸括弧○に入れて示し、脱字・誤字が有ると認められた場合は、適宜文字を挿入・改正した。

一、右の誤字・衍字・脱字を②に示す際、①に記した原文の書き入れ、もしくは尊経閣本を根拠とした箇所には白丸○を、他の関連資料を根拠とした箇所には四角□を付した。書き入れと他の関連資料の両者を根拠とした箇所には、白丸○しか付していない。

一、右に記した根拠以外、前後の文脈などに依拠して誤字・衍字・脱字を判断した箇所には黒丸●を付し、特記すべき事項が有れば②の文末に注記した。

## 訓読

一、②の文章を訓読し、③に記した。

## 注釈

一、関連資料は③の右傍に(一)(二)……と付し、④に提示した。

一、④には、関連資料の書名、篇名と本文を記し、『天地瑞祥志』本文と対応する箇所に傍線を付している。また、

引用箇所注に注釈が付いている場合、本文中に(1)(2)の番号を付して、本文の後に併記した。なお、引用文が長大に渉る際には、本文・注釈とともに『天地瑞祥志』本文と関連しない箇所を省略した。

一、②で四角□を付して誤字・衍字・脱字を示した際に根拠となった文字については、④の当該文字を□で囲み示した。

一、『天地瑞祥志』本文中の「守日」の「守」が『天地瑞祥志』撰者の「薩守真」であることは逐一注記しない。  
※なお、底本の文字の判定や正字の確定などは、コンピューター処理の可能な限り努めたが、最終的な判断は担当者に一任した。また、『天地瑞祥志』本文の体裁が各巻によって異なるため、各巻の注釈の体裁も、各担当者に一任している。

## 翻刻・校注

### ○五行

【概要】本項目では、「木」「火」「土」「金」「水」について詳述するに先立ち、「五行」の概略について述べている。ほぼ『尚書』洪範及びそこに付されている孔安国伝の引用であるが、『漢書』五行志に付けられた顔師古注も引用している。

### 01 ①

五行〈下返孟反去〉

01 ②

五行〈下、返孟反、去。〉

01 ③

五行〈下、返孟<sup>三</sup>の反、去。〉

01 ④

(一) 『広韻』 去声

下更切。又胡郎胡浪胡庚三切。

02 ①

尚書洪範曰五行一曰水二曰火三曰木四曰金五曰土〈皆其生數〉水曰潤下火曰炎上〈言其自然之尚性也〉木曰曲直金曰從革〈言木所揉而曲可矯而直也金可改更銷鑄也〉土變稼穡〈種曰稼斂曰穡師占曰變只邑又於也〉潤下作土〈水鹵所生〉炎上作苦〈焦氣之味〉曲直作酸〈木實之味〉芴革作辛〈金氣之味〉稼穡作甘〈甘味生於百穀也〉

02 ②

『尚書』洪範曰、「五行。一曰水、二曰火、三曰木、四曰金、五曰土〈皆其生數〉。水曰潤下、火曰炎上〈言其自然之常性也〉、木曰曲直、金曰從革〈言木所揉而曲、可矯而直也、金可改更銷鑄也〉、土爰稼穡〈種曰稼、斂曰穡。師古曰、爰亦曰也。又於也〉。潤下作鹹〈水鹵所生〉、炎上作苦〈焦氣之味〉、曲直作酸〈木實之味〉、從革作辛〈金氣之味〉、稼穡作甘〈甘味生於百穀也〉。」

02 ③

『尚書』<sup>(1)</sup> 洪範に曰く、「五行。一に曰く水、二に曰く火、三に曰く木、四に曰く金、五に曰く土（皆な其の生數なり）。水を潤下と曰ひ、火を炎上と曰ひ（其の自然の常性を言ふなり）。木を曲直と曰ひ、金を從革と曰ひ（木の揉みて曲げ、矯めて直すべき所、金の改更して銷鑄すべききを言ふなり）。土を稼穡と爰ふ（種を稼と曰ひ、斂を穡と曰ふ。師古曰く、「爰も亦た曰なり。又た於なり。」と）。潤下は鹹を作り（水は鹵の生ずる所なり）。炎上は苦を作り（焦氣の味なり）。曲直は酸を作り（木實の味なり）。從革は辛を作り（金氣の味なり）。稼穡は甘を作る（甘味は百穀より生ずるなり）。」と。

02  
④

(一) 『尚書』 洪範

一。五行。一曰水、二曰火、三曰木、四曰金、五曰土。水曰潤下、火曰炎上、木曰曲直、金曰從革、土爰稼穡。<sup>(3)</sup> 潤下作鹹<sup>(4)</sup>、炎上作苦<sup>(5)</sup>、曲直作酸<sup>(6)</sup>、從革作辛<sup>(7)</sup>、稼穡作甘<sup>(8)</sup>。

- (1) 孔安國傳「言其自然之常性。」
- (2) 孔安國傳「木可以揉曲直、金可以改更。」
- (3) 孔安國傳「種曰稼、斂曰穡。土可以種可以斂。」
- (4) 孔安國傳「水鹵所生。」
- (5) 孔安國傳「焦氣之味。」
- (6) 孔安國傳「木實之性。」
- (7) 孔安國傳「金之氣。」
- (8) 孔安國傳「甘味生於百穀。五行以下、箕子所陳。」

(二) 『漢書』卷二十七上 五行志上

經曰、初一日五行。五行、一曰水、二曰火、三曰木、四曰金、五曰土。水曰潤下、火曰炎上、木曰曲直、金曰從革、土爰稼穡。<sup>①</sup>

(1) 張晏曰、革、更也、可更銷鑄也。

(2) 師古曰、爰亦曰也。一説爰、於也、可於其上稼穡也。種之曰稼。收聚曰穡。

○木

【概要】本項目では、五行の一つである「木」について、『漢書』五行志を始めとする正史「五行志」を引用し、併せて正史以外の関連資料を引用して解説している。なお、底本（及び尊経閣本）には大きな錯簡があるので注意されたい（当該箇所詳述）。

01 ①

木〈莫穀反入〉

01 ②

木〈莫穀反、入。〉

01 ③

木〈莫穀<sup>二</sup>の反、入。〉

01 ④

(一) 『広韻』入声

莫卜切。

02 ①

釋名曰木者觸也觸地而生許慎云木者昌也冒地而出也

02 ②

釋名曰、「木者觸也。觸地而生。許慎云、木者冒也。冒地而出也。」

02 ③

釋名に曰く、「木は觸なり。地に觸れて生ず。許慎云ふ、木は冒なり。地を冒して出づるなり。」と。

02 ④

(一) 『五行大義』卷一 釋名

春秋元命苞曰、木者、觸也。觸地而生。許慎云、木者、冒也。言冒地而出、字從屮下象其根也。

03 ①

漢書五行志曰傳曰〈守曰洪範五行傳是也〉田獵不宿〈服虔曰不得其時也百一日天物不宿禽又曰馳騁不反宮室也〉飲食不亨〈師占曰不行隨亨獻之禮次面領法度也〉出入不節奪民農時及姦謀〈妄興繇役以奪民時也李奇曰姦謀增賦履畝之事〉則木不曲直〈鄭玄曰君行此五者為逆天東宮之政木性茂申也无故木茂暢多折枯又匠者榘輪不曲作矢不直又樟柱更生木變為人行也又冬榮是為不曲直也〉



03  
②

『漢書』五行志曰、「傳曰（守曰、「洪範五行傳是也。」）、『田獵不宿（服虔曰、「不得其時也、或曰、天物不宿禽。」又曰、「馳騁不反宮室也。」）、飲食不亨（師古曰、「不行隨亨獻之禮、沈面領法度也。」）、出入不節、奪民農時、及姦謀（妄興繇役以奪民時也。李奇曰、「姦謀、增賦履畝之事。」）、則木不曲直（鄭玄曰、「君行此五者、爲逆天東宮之政。本性茂申也。无故不茂暢、多折枯、又匠者榘輪不曲、作矢不直、又梓柱更生木、變爲人形也。又冬榮、是爲不曲直也。」）。」

03  
③

『漢書』五行志に曰く、「傳に曰く（守曰く、「洪範五行傳是れなり。」と。）、『田獵に宿らず（服虔曰く、「其の時を得ざるなり。或いは曰く、天物禽を宿せず。」と。又た曰く、「馳騁して宮室に反らざるなり。」と。））、飲食を亨けず（師古曰く、「亨獻の禮を行隨せず、沈面は法度を領するなり。」と。））、出入に節せず、民の農時を奪ひ、姦謀に及べば（妄りに繇役を興して以て民の時を奪ふなり。李奇曰く、「姦謀とは、履畝の事を増賦す。」と。））、則ち木は曲直ならず（鄭玄曰く、「君此の五者を行へば、天の東宮の政に逆らふと爲す。木の性は茂申なり。故无くして茂暢せず、折枯すること多し、又た匠者は輪を榘むも曲らず、矢を作るも直からず、又た梓柱更に生じ、木變じて人形と爲るなり。又た冬に榮ゆるは、是れ曲直せざるが爲なり。」と。）。」と。

03  
④

（一）『漢書』卷二十七上五行志上

傳曰、田獵不宿<sup>①</sup>、飲食不享<sup>②</sup>、出入不節、奪民農時、及有姦謀<sup>③</sup>、則木不曲直。説曰、木、東方也。於易、地上之木爲觀。其於王事、威儀容貌亦可觀者也。故行步有佩玉之度、登車有和鸞之節、田狩有三驅之制、飲食有

享獻之禮、出入有名、使民以時、務在勸農桑、謀在安百姓、如此、則木得其性矣。若乃田獵馳騁不反宮室、飲食沈湎不顧法度、妄興繇役以奪民時、作爲姦詐以傷民財、則木失其性矣。蓋工匠之爲輪矢者多傷敗、及木爲變怪<sup>(5)</sup>、是爲木不曲直。

(1) 服虔曰、不得其時也。或曰、不豫戒曰不宿、不戒以其時也。

(2) 師古曰、不行享獻之禮也。

(3) 李奇曰、姦謀、增賦履畝之事也。臣瓚曰、姦謀、邪謀也。師古曰、即下所謂作爲姦詐以奪農時。李說是。

(4) 如淳曰、揉輪不曲、矯矢不直也。

(5) 臣瓚曰、梓柱更生及變爲人形是也。

(二) 『後漢書』五行一

五行傳曰、田獵不宿<sup>(1)</sup>、飲食不享、出入不節、奪民農時、及有姦謀、則木不曲直<sup>(2)</sup>。

(1) 鄭玄注尚書大傳曰、不宿、不宿禽也。角主天兵。周禮四時習兵、因以田獵。禮志曰、天子不合圍、諸侯不掩羣、過此則暴天物、爲不宿禽。角南有天庫、將軍、騎官。漢書音義曰、遊田馳騁、不反宮室。

(2) 鄭玄曰、君行此五者、爲逆天東宮之政。東宮於地爲木、木性或曲或直、人所用爲器也。無故生不暢茂、多折槁、是爲木不曲直。木、金、水、火、土謂之五材、春秋傳曰、天生五材、民並用之。其政逆則神怒、神怒則材失性、不爲民用。其他變異皆屬沴、沴亦神怒。凡神怒者、日、月、五星既見適于天矣。洪範、木曰曲直。孔安國曰、木可以揉曲直。謂木失其性而爲災也。

説曰木東方也於易地上之木為觀（師占曰坤下巽上觀故云地上之木也）於王事威儀容兒亦可觀者也行歩有佩玉之度也（師占曰玉佩上有双衡下有双璜琚瑀以雜之衝于蚺珠以納其間右微角而左官羽進則掩之退則揚之然後玉鏘鳴者之也）登車有和鸞之節（師古曰和鈴也以金為之施於衡上鸞亦以金為鸞鳥而衡鈴施於鋪上動皆有聲以為舒疾之節之也）三驅之制（師古曰一為乾豆二為賓客三為充君之庖也守曰禮記天子諸侯无々々々事則歲三田无事、而不田日不敬不以礼曰暴之也）飲食有享献之禮（師古曰以礼飲食謂之亨進爵於前謂之献也）出入有名便民以時務在勸農桑謀在安百姓如此則木得其性矣

（一）底本（及び尊経閣本）では04「以時」から08「陽事」までの部分と、08「象臣」から11「人形」までの部分が割り注も含めて逆になっているが、文意が通じないため、関連資料によって両者を入れ替えた。鈔本では葉の逆転はままあるが、底本（及び尊経閣本）では葉単位では無く行の途中から錯簡が起こっている。恐らく尊経閣本以前の鈔本で錯簡ができ、その錯簡が底本（及び尊経閣本）にもそのまま引き継がれたのであるう。

説曰、「木東方也。於易、地上之木為觀（師古曰、「坤下巽上、觀。故云地上之木也。」）、於王事、威儀容貌亦可觀者也。行歩有佩玉之度也（師古曰、「玉佩上有双衡、下有双璜、琚瑀以雜之、衝于蚺珠以納其間、右微角而左官羽、進則掩之、退則揚之、然後玉鏘鳴者、之也。」）。登車有和鸞之節（師古曰、「和、鈴也。以金為之、施於衡上。鸞亦以金為鸞鳥而衝銜鈴、施於鋪上。動皆有聲。以為舒疾之節、之也。」）、三驅之制（師古曰、「一為乾豆、二為賓客、三為充君之庖也。」）守曰、「『禮記』、天子諸侯无事、則歲三田、无事而不田曰不敬、不以礼曰暴、之也。」。飲食有

亨獻之禮（師古曰、「以礼飲食、謂之享、進爵於前、謂之獻也。」）、出入有名、**使民以時**、務在勸農桑、謀在安百姓、如此則木得其性矣。」

04 ③

説に曰く、「木は東方なり。易に於いては、地上の木を觀と爲し（師古曰く、「坤下巽上は、觀。故に地上の木と云ふなり。」と。）、王事に於いては、威儀容貌も亦た觀るべき者なり。行歩に佩玉の度有るなり（師古曰く、「玉佩の上に双衡有り、下に双璜有り、琚瑀以て之に雜へ、衝牙蚩珠以て其の間に納め、微角を右にして宮羽を左にし、進めば則ち之を掩ひ、退けば則ち之を揚げ、然る後に玉鏘の鳴る者、之れなり。」と。）、車に登るに和鸞の節（師古曰く、「和は、鈴なり。金を以て之を爲り、衡上に施す。鸞も亦た金を以て鸞鳥を爲りて鈴を銜ませ、鋪上に施す。動けば皆な聲有り。以て舒疾の節と爲す、之れなり。」と。）、三驅の制有り（師古曰く、「一は乾豆の爲にし、二は賓客の爲にし、三は君の庖に充たすが爲にするなり。」と。守曰く、「**禮記**」に、天子諸侯は事无ければ、則ち歳に三たび田し、事无きも田せざるを不敬と曰ひ、礼を以てせざるを暴と曰ふと、之れなり。」と。）、飲食に享獻の禮有り（師古曰く、「礼を以て飲食する、之を享と謂ひ、爵を前に進む、之を獻と謂ふなり。」と。）、出入に名いふこと有り。民を使ふに時を以てし、務むること農桑を勸むるに在り、謀ること百姓を安んずるに在り、此の如くんば則ち木は其の性を得。」と。

04 ④

（一）『漢書』卷二十七上 五行志上

説曰、木、東方也。於易、地上之木爲觀。其於王事、威儀容貌亦可觀者也。故行歩有佩玉之度、**登車有和鸞**之節、**田狩有三驅之制**、**飲食有享獻之禮**、**出入有名**、**使民以時**、務在勸農桑、謀在安百姓、如此、則木得

其性矣。若乃田獵馳騁不反宮室、飲食沈湎不顧法度、妄興繇役以奪民時、作爲姦詐以傷民財、則木失其性矣。蓋工匠之爲輪矢者多傷敗、及木爲變怪、是爲木不曲直。

(1) 師古曰、玉佩上有雙衡、下有雙璜、琚瑀以雜之、衝牙蚺珠以納其間。右徵角而左宮羽、進則掩之、退則揚之、然後玉鏘鳴焉。是爲行步之節度也。璜音黃。琚音居。瑀音禹。蚺音步千反。

(2) 師古曰、和、鈴也。以金爲之、施於衡上。鸞亦以金爲鸞鳥而銜鈴焉、施於鑣上。動皆有聲、以爲舒疾之節也。

(3) 師古曰、謂田獵三驅也。三驅之禮、一爲乾豆、二爲賓客、三爲充君之庖也。

(4) 師古曰、以禮飲食謂之享、進爵於前謂之獻。

(二) 『禮記』王制

天子諸侯無事則歲三田。一爲乾豆、二爲賓客、三爲充君之庖。無事而不田、曰不敬。田不以禮、曰暴天物。

05 ①

董仲舒五行逆從曰木者春生之始農之本也勸農事使民歲不遇三日行什一之稅進經術之士除桎梏開閉闔則樹木葉美而朱草生有龍祥若人君出入不時走狗試馬好樂飲酒縱不顧政以奪民農增稅以奪民財者病疥搔溫體足脗痛木枯集福龍涂潛鯨魚出見也

05 ②

董仲舒五行逆從曰、「木者、春生之始、農之本也。勸農事、使民歲不遇三日、行什一之稅、進經術之士。除桎梏、開閉闔、則樹木葉美、而朱草生、有龍祥。若人君出入不時、走狗試馬、好樂飲酒、縱不顧政、以奪民農、增稅以奪民財者、病疥搔、溫體、足脗痛。木枯集、福龍涂潛、鯨魚出見也。」

05③

董仲舒五行逆從に曰く、「木は、春生ずるの始、農の本なり。農事を勧め、民を使ふに歳に三日を過ぎず、什一の税を行ひ、經術の士を進む。桎梏を除き、閉闔を開けば、則ち樹木は葉美しくして、朱草生じ、龍祥有り。若し人君出入するに時あらず、狗を走らせ馬を試み、酒を飲み樂を好み、縦に政を顧みず、以て民の農を奪ひ、税を増して以て民の財を奪ふ者は、疥搔を病み、體を温め、足脗痛す。木は枯れ集まり、福龍涂潜し、鯨魚出見するなり。」と。

05④

(一) 『春秋繁露』 五行逆順

木者春、生之性、農之本也。勸農事、無奪民時、使民、歲不過三日、行什一之税、進經術之士。挺群禁、出輕擊、去稽留、除桎梏、開門闔、通障塞。恩及草木、則樹木華美、而朱草生。恩及鱗蟲、則魚大爲、鯨不見、如人君出入不時、走狗試馬、馳騁不反宮室、好淫樂、飲酒沈湎、從恣、不顧政治、事多發役、以奪民時、作謀增税、以奪民財、民病疥搔、溫體、足痛。咎及於木、則茂木枯槁、工匠之輪多傷敗。毒水群、澠陂如漁、咎及鱗蟲、則魚不爲、群龍深藏、鯨出見。

06①

左傳成公十六年正月雨木氷劉歆以為上陽施不下通下陰施不上達故雨而木為之氷霧氣寒（師古曰霧音紛）木不曲也劉向以為氷者陰之盛而氷滯者也木者少陽貴臣卿大夫衆也此人將有害則陰氣脅木々先寒故得雨水也是時叔孫喬如出奔公子偃誅死（師古曰叔孫喬如叔孫宣伯也通於宣公大夫穆姜謀欲作乱不克而出奔魯公子偃宣公鹿子成公弟也豫喬如之

謀故見誅事並在十六年冬也。或曰今之長老名木冰為木介々者甲々兵象也是歲晉有陰陵之獸戰楚王傷目而敗。師古曰晉楚戰于陰陵呂錡射恭王中目陰陵鄭地名之也。

「一」水歟

06 ②

『左傳』成公十六年正月、「雨、木氷。」劉歆以為、「上陽施不下通、下陰施不上達、故雨、而木爲之氷、霧氣寒。師古曰、「霧音紛。」木不曲也。」劉向以為、「氷者陰之盛而水滯者也。木者少陽、貴臣卿大夫象也。此人將有害、則陰氣脅木、木先寒、故得雨而氷也。是時、叔孫喬如出奔、公子偃誅死。師古曰、叔孫喬如、叔孫宣伯也。通於宣公夫人穆姜、謀欲作亂、不克而出奔齊。公子偃、宣公庶子、成公弟也。豫喬如之謀、故見誅。事並在十六年冬也。」或曰、「今之長老名木冰爲木介。介者、甲。甲、兵象也。是歲晉有鄢陵之戰、楚王傷目而敗。師古曰、晉楚戰于鄢陵、呂錡射恭王中目。鄢陵、鄭地名、之也。」

06 ③

『左傳』成公十六年正月、「雨ふり、木氷る。」と。劉歆以為へらく、「上陽施みて下通せず、下陰施みて上達せず、故に雨ふりて、木之が氷を爲し、霧氣寒く。師古曰く、「霧は音紛。」と。木曲らざるなり。」と。劉向以為へらく、「氷は陰の盛んにして水の滯る者なり。木は少陽にして、貴臣卿大夫の象なり。此の人將に害有らんとすれば、則ち陰氣木を脅かし、木先づ寒し、故に雨を得て氷るなり。是の時、叔孫喬如出奔し、公子偃誅死す。師古曰く、「叔孫喬如は、叔孫宣伯なり。宣公の夫人の穆姜に通じ、謀りて亂を作さんと欲するも、克たずして齊に出奔す。公子偃は、宣公の庶子、成公の弟なり。喬如の謀に豫る、故に誅せらる。事並びに十六年冬に在るなり。」と。或いは曰く、「今の長老は木の氷るを名づけて木介と爲す。介は、甲なり。甲は、兵の象なり。是の歲晉に鄢陵の

戰有り、楚王目に傷して敗る（師古曰く、「晉楚 鄢陵に戦ひ、呂錡恭王を射て目に中つ。鄢陵は、鄭の地名、之れなり。」と。）と。

06 ④

(一) 『漢書』卷二十七上五行志上

春秋成公十六年正月、雨、木冰。劉歆以爲上陽施不下通、下陰施不上達、故雨、而木爲之冰、霧氣寒、木不曲直也。劉向以爲冰者陰之盛而水滯者也。木者少陽、貴臣卿大夫之象也。此人將有害、則陰氣脅木、木先寒、故得雨而冰也。是時叔孫喬如出奔、公子偃誅死。一曰、時晉執季孫行父、又執公、此執辱之異。或曰、今之長老名木冰爲木介。介者、甲。甲、兵象也。是歲晉有鄢陵之戰、楚王傷目而敗。屬常雨也。

(1) 師古曰、霧音紛。

(2) 師古曰、叔孫喬如、叔孫宣伯也、通於宣公夫人穆姜、謀欲作亂、不克而出奔齊。公子偃、宣公庶子、成公弟也、豫喬如之謀、故見誅。事並在十六年冬。

(2) 師古曰、晉楚戰于鄢陵、呂錡射恭王中目。鄢陵、鄭地。

07 ①

周書時訓曰清明之日桐始華不華其歲大寒也

07 ②

『周書』時訓曰、「清明之日、桐始華、不華其歲大寒也。」

07 ③



『周書』時訓に曰く、「清明の日、桐始めて華く。華かざれば、其の歳大寒あるなり。」と。

07④

(一)『逸周書』時訓解

清明之日、桐始華、又五日、田鼠化爲鶯鶯、又五日、虹始見。桐不華、歲有大寒、田鼠不化鶯、國多貪殘、虹不見、婦人苞亂。

08①

僖公卅三年十二月李梅實劉向以為周十二月今十月也李梅當剥落今又華實近草妖也陰成陽事象臣顓君作盛一日冬當殺反生象驕臣當誅、不行其罰也故冬華々者象臣邪謀有端而不成至於實則成矣是時僖公死公子遂顓權文公不寤後有子赤之一變曰君舒緩甚奧氣不臧則華實復生董仲舒以為臣下紳也冬水王木相故象大臣

08②

僖公卅三年十二月、「李梅實。」劉向以為、「周十二月、今十月也。李梅當剥落、今反華實、近草妖也。陰成陽事、象臣顓君作威。一日、冬當殺反生、象驕臣當誅、不行其罰也。故冬華華者、象臣邪謀有端而不成。至於實、則成矣。是時僖公死、公子遂顓權、文公不寤、後有子赤之變。」一日、「君舒緩甚、奧氣不臧、則華實復生。董仲舒以為、臣下疆也。冬、水王、木相、故象大臣。」

08③

僖公卅三年十二月、「李梅 實る。」と。劉向以為へらく、「周の十二月は、今の十月なり。李梅 當に剥落すべきも、今反って華き實るは、草妖に近きなり。陰 陽の事を成すは、臣の君を顓もつばらにして威を作すに象る。一に曰く、

冬當に殺すべきも反りて生ずるは、驕臣當に誅すべきも、其の罰を行はざるに象るなり。故に冬に華華たるは、臣の邪謀に端有るも成らざるに象る。實るに至れば、則ち成る。是の時僖公死し、公子遂 權を顓らにするも、文公寤らず、後に子赤の變有り。」と。一に曰く、「君 舒緩甚しく、奧氣臧せざれば、則ち華實復た生ず。董仲舒以爲へらく、臣下疆きなり。冬、水は王、木は相、故に大臣に象る。」と。

08④

(一) 『漢書』卷二十七中之下 五行志第七中之下

僖公三十三年十二月、李梅實。劉向以爲周十二月、今十月也、李梅當剝落、今反華實、近草妖也。先華而後實、不書華、舉重者也。陰成陽事、象臣顓君作威福。一曰、冬當殺、反生、象驕臣當誅、不行其罰也。

故冬華者、象臣邪謀有端而不成、至於實、則成矣。是時僖公死、公子遂顓權、文公不寤、後有子赤之變。  
一曰、君舒緩甚、奧氣不臧、則華實復生。董仲舒以爲李梅實、臣下疆也。記曰、不當華而華、易大夫、不當實而實、易相室。冬、水王、木相、故象大臣。劉歆以爲庶徵皆以蟲爲孽、思心羸蟲孽也。李梅實、屬草妖。

09①

京房易傳曰一歲再秀華葉易相再果者來歸義者也八月華且流亡冬有喪也

09②

『京房易傳』曰、「一歲再秀華葉易相再果者、來歸義者也。八月、華且流亡、冬有喪也。」

09③

『京房易傳』に曰く、「一歲に再び秀華はなき葉易はり相ひ再び果る者は、來たりて義に歸する者なり。八月、華けば

且に流亡せんとし、冬に喪有るなり。」と。

09④

『本邦殘存典籍による輯佚資料集成』には未収。

10①

昭帝時上林苑中大柳樹断卧地一朝起立生友葉有虫蝕其葉成文字曰公孫病已立又昌邑王國社有枯樹復生枝葉眭孟以爲木陰類下民象當有故廢之家公孫氏從民間受命爲天子者時昭帝富於春秋霍光秉政孟妖言誅之後昭帝崩無子微昌邑王賀嗣位任乱失道光廢之更立昭帝兄衛太子之孫是爲宣帝々々本名病已京房易傳曰枯楊生梯（師古曰大過九二爻辭也梯楊之始生者之也）

「一」枝歟

10②

昭帝時、上林苑中大柳樹断卧地、一朝起立、生枝葉。有蟲蝕其葉、成文字曰、「公孫病已立。」又昌邑王國社有枯樹復生枝葉。眭孟以爲、「木陰類、下民象。當有故廢之家公孫氏從民間受命爲天子者。」時昭帝富於春秋、霍光秉政、孟妖言、誅之。後昭帝崩、無子。微昌邑王賀嗣位、狂乱失道、光廢之。更立昭帝兄衛太子之孫、是爲宣帝。帝本名病已。『京房易傳』曰、「枯楊生梯（師古曰、大過九二爻辭也。梯楊之始生者、之也。）」

10③

昭帝（三）の時、上林苑中の大柳樹断たれて地に卧すも、一朝起立し、枝葉を生ず。蟲有り其の葉を蝕し、文字を成して曰く、「公孫の病已立つ」と。又昌邑王の國社に枯樹有りて復た枝葉を生ず。眭孟以爲へらく、「木は陰類、下

民の象なり、當に故廢の家の公孫氏民間従り命を受けて天子と爲る者有るべし。」と。時に昭帝春秋に富み、霍光政を乗り、孟の妖言もて、之を誅す。後に昭帝崩ずるも、子無し。昌邑王賀を徵して位を嗣がしむるも、狂乱して道を失し、光之を廢す。更に昭帝の兄の衛太子の孫を立つ、是れ宣帝爲り。帝の本の名は病已。『京房易傳』に曰く、「枯楊稊を生ず。」と。師古曰く、「大過九二の爻辭なり。稊楊の始めて生ずる者、之れなり。」と。

10④

(一) 『漢書』卷二十七中之下 五行志中之下

惠帝五年十月、桃李華、棗實。昭帝時、上林苑中大柳樹斷仆地、一朝起立、生枝葉、有蟲食其葉、成文字、曰「公孫病已立」。又昌邑王國社有枯樹復生枝葉。眭孟以爲木陰類、下民象、當有故廢之家公孫氏從民間受命爲天子者。昭帝富於春秋、霍光秉政、以孟妖言、誅之。後昭帝崩、無子、徵昌邑王賀嗣位、狂亂失道、光廢之、更立昭帝兄衛太子之孫、是爲宣帝。帝本名病已。京房易傳曰、「枯楊生稊、枯木復生、人君亡子。」  
(1) 師古曰、大過九二爻辭也。稊、楊秀之始生者、音徒奚反。

11①

元帝初元四年王伯墓門梓柱卒生枝葉上出屈（孟康曰王伯莽之祖也）劉向以爲王氏貴盛將代漢家之象也後王莽篡位自說之曰初元四年莽生之歲也哀帝建平三年十月汝南西平遂陽廊柱仆地生枝如人形（師古曰仆傾也音赴）身青黃色面白頭有頰髮稍長大几六寸一分京房易傳曰王德衰下人將起則有木生爲人狀

11②

元帝初元四年、王伯墓門梓柱卒生枝葉、上出屋（孟康曰、「王伯、莽之祖也。」）。劉向以爲、「王氏貴盛將代漢家

之象也。」後王莽篡位、自説之曰、「初元四年、莽生之歳也。」哀帝建平三年十月、汝南西平遂陽郷柱仆地、生枝如人形（師古曰、「仆、傾也、音赴。」）。身青黄色、面白、頭有頰髮、稍長大、凡六寸一分。『京房易傳』曰、「王德衰、下人將起、則有木生爲人狀。」

11③

元帝の初元四年、王伯の墓門の梓柱卒に枝葉を生じ、上ること屋に出づ（孟康曰く、「王伯は、莽の祖なり。」と。）。劉向以爲へらく、「王氏貴盛にして將に漢家に代はらんとするの象なり。」と。後に王莽篡位し、自ら之を説きて曰く、「初元四年は、莽の生まるるの歳なり。」と。哀帝の建平三年十月、汝南西平の遂陽郷の柱地に仆れ、枝を生ずること人の形の如し（師古曰く、「仆は、傾なり、音は赴。」と。）。身は青黄色、面は白く、頭に頰髮有り、稍長大して、凡そ六寸一分。『京房易傳』に曰く、「王德衰へ、下人將に起らんとすれば、則ち木生じて人の狀と爲る有り。」と。

11④

(一) 『漢書』卷二十七中之下 五行志中之下

元帝初元四年、皇后曾祖父濟南東平陵王伯墓門梓柱卒生枝葉、上出屋。①劉向以爲王氏貴盛將代漢家之象也。後王莽篡位、自説之曰、「初元四年、莽生之歳也、當漢九世火德之厄、而有此祥興於高祖考之門。門爲開通、梓猶子也、言王氏當有賢子開通祖統、起於柱石大臣之位、受命而王之符也。」

(1) 孟康曰、王伯、莽之祖也。師古曰、莽高祖父也。故下云高祖考。卒讀曰猝。猝、暴也。

(二) 『漢書』卷二十七中之下 五行志中之下

哀帝建平三年十月、汝南西平遂陽郷柱仆地、生支如人形。①身青黄色、面白、頭有頰髮、稍長大、凡長六寸一

分。京房易傳曰、王德衰、下人將起、則有木生爲人狀。

(1) 師古曰、仆、頓也、音赴。

12 ①

哀帝建平三年雨命陵有樹僵地（師古曰僵偃也音強也）圍丈六尺長十四丈七尺民斷其本長九尺餘皆枯三月樹卒自立故處京房易傳曰棄正作淫厥妖木斷自屬（本疏書云之連續也）妃后有顛木仆反立斷枯復生（師古曰顛謂專寵也）天辟惡之（如淳曰天辟謂天子者也）

12 ②

哀帝建平三年、零陵有樹僵地（師古曰、「僵偃也、音強也。」）。圍丈六尺、長十四丈七尺。民斷其本、長九尺餘、皆枯。三月、樹卒自立故處。『京房易傳』曰、「棄正作淫、厥妖木斷自屬（『本疏書』云、「之連續也。」）。妃后有顛、木仆反立、斷枯復生（師古曰、「顛謂專寵也。」）、天辟惡之（如淳曰、「天辟、謂天子者也。」）。」

12 ③

哀帝の建平三年、零陵に樹の地に僵る有り（師古曰く、「僵は偃なり、音は強なり。」と）。圍まわりは丈六尺、長さは十四丈七尺。民其の本を斷ち、長さ九尺餘り、皆枯る。三月、樹卒に自ら故處に立つ。『京房易傳』に曰く、「正を棄て淫を作せば、厥の妖木斷たるも自ら屬す（『本疏書』に云ふ、「之れ連續するなり。」と）。妃後に顛有れば、木仆るるも反つて立ち、斷たれ枯るるも復た生じ（師古曰く、「顛は專寵を謂ふなり。」と）。天辟之を惡む（如淳曰く、「天辟は、天子を謂ふ者なり。」と）。」と。

12 ④

(一) 『漢書』卷二十七中之下 五行志中之下

哀帝建平三年、<sup>(1)</sup>零陵有樹僵地、圍丈六尺、長十丈七尺。民斷其本、長九尺餘、皆枯。三月、樹卒自立故處。  
京房易傳曰、棄正作淫、厥妖木斷自屬。<sup>(2)</sup>妃后有顛、木仆反立、斷枯復生。<sup>(3)</sup>天辟惡之。<sup>(4)</sup>

(1) 師古曰、僵、偃也、音疆。

(2) 師古曰、屬、連續也。音之欲反。

(3) 師古曰、顛謂專寵。

(4) 如淳曰、天辟、謂天子也。師古曰、辟音壁。

13  
①

晉書曰武帝大康五年五月宣帝廟地陷梁折八年正月太廟殿又陷改作廟築基及泉其年九月遂更營新廟遠致名材新以銅柱至十年四月乃成十一月庚寅梁又折天戒若曰地陷者分離之象梁折者木曲直也明年帝崩而王室遂亂也惠帝太安二年軍始引而牙竿折俄而戰敗此奸謀之罰木不曲直也

13  
②

『晉書』曰、「武帝太康五年五月、宣帝廟地陷、梁折。八年正月、太廟殿又陷、改作廟、築基及泉。其年九月、遂更營新廟、遠致名材、新以銅柱。至十年四月乃成。十一月庚寅、梁又折。天戒若曰、「地陷者分離之象、梁折者木不曲直也。」明年、帝崩而王室遂亂也。惠帝太安二年、軍始引而牙竿折、俄而戰敗。此奸謀之罰、木不曲直也。」

13  
③

『晉書』に曰く、「武帝の太康五年五月、宣帝廟 地陷ち、梁折る。八年正月、太廟殿又た陥ち、改めて廟を作り、

基を築くも泉に及ぶ。其の年九月、遂に更に新廟を營み、遠く名材を致し、新たに銅柱を以てす。十年四月に至りて乃ち成る。十一月庚寅、梁又た折る。天戒めて若か曰ふ、「地陷つるは分離の象、梁折るるは木の曲直せざるなり。」と。明年、帝崩じて王室遂に亂るるなり。惠帝の太安二年、軍始めて引ふるも牙竿折れ、俄にして戦に敗る。此れ奸謀の罰、木曲直せざるなり。」と。

13  
④

(一) 『晉書』卷二十七五行上

武帝太康五年五月、宣帝廟地陷、梁折。八年正月、太廟殿又陷、改作廟、築基及泉。其年九月、遂更營新廟、遠致名材、雜以銅柱、陳勰爲匠、作者六萬人。至十年四月乃成、十一月庚寅梁又折。天戒若曰、地陷者分離之象、梁折者木不曲直也。明年帝崩、而王室遂亂。惠帝太安二年、成都王穎使陸機率衆向京都、擊長沙王乂、及軍始引而牙竿折、俄而戰敗、機被誅、穎遂奔潰、卒賜死。此姦謀之罰、木不曲直也。

14  
①

瑞應圖曰王者德化洽八方合爲一家則木連理（異根而枝合也）一本曰不失小民心則生（孝經援神契曰德至於草則木連理也）京房易傳曰木同本異枝其君有廢隣邑來附者吉木生於君屋上及朝廷其君有聖子木生而有實其國有慶木生於城一夜圍以上長數尺此謂城強其君大昌木生而有實其邑有慶

14  
②

『瑞應圖』曰、「王者德化洽八方、合爲一家、則木連理（異根而枝合也）。」一本曰、「不失小民心則生（孝經援神契曰、德至於草、則木連理也。）」『京房易傳』曰、「木同本異枝、其君有廢隣邑來附者。吉木生於君屋上及朝廷、



其君有聖子。木生而有實、其國有慶。木生於城一夜圍、以上長數尺、此謂城強、其君大昌。木生而有實、其邑有慶。」

14③

『瑞應圖』に曰く、「王者の徳化は八方に洽く、合して一家を爲せば、則ち木に連理あり（根を異にして枝合するなり。）と。一本に曰く、「小民の心を失せざれば則ち生ず（『孝經援神契』に曰く、「徳草に至れば、則ち木に連理あるなり。」と。）と。『京房易傳』に曰く、「木本を同じく枝を異にすれば、其の君隣邑を廢するも來附する者有り。吉木君の屋上及び朝廷に生ずれば、其の君に聖子有り。木生じて實有れば、其の國に慶有り。木城に生じ一夜にして圍み、以て上は長さ數尺、此を城強と謂ひ、其の君大いに昌んなり。木生じて實有れば、其の邑に慶有り。」と。

14④

(一) 『藝文類聚』卷九十八祥瑞部上木連理

瑞應圖曰、木連理、王者徳化洽八方、合爲一家、則木連理。一本曰、不失小民心則生。孝經援神契曰、徳至於草木、則木連理。禮斗威儀曰、君乘木而王、其政升平、時則松柏爲常生。京房易傳曰、木同本異枝、其君有慶。鄰邑來附者。吉木生於君屋、上及朝廷、其君聖子。木王而有實、其國有慶。木生於城脅、一圍以上、長數丈、此謂城強、其君大昌。

『孝經援神契』・『京房易傳』は『本邦殘存典籍による輯佚資料集成』に逸文として収録されているが『瑞應圖』は未収。

15①

京房易傳曰桑夏落五穀不熟竹柏夏枯王侯失其宅邦有喪同根異枝一枝有葉一枝無葉其歲不熟又同根異枝々入地其君亡木有寄生非其類有民來并也木枝蓋下向邑有大事木一夜聚生十枝長十餘尺邑且空无枝葉亦然也木生於市一夜生長數尺民且不居木自出地邑有喪木出水流面有大兵木出汁流七尺以上歲水大敗邑有喪木生而長大一日自死不吉木生於火神之中長大有強人家樹无故自死<sup>三</sup>口舌宅木自折憂有死也

「一」「死口」の間に点を打ち、その右傍に「憂」と書き入れあり。

15②

『京房易傳』曰、「桑夏落、五穀不熟、竹柏夏枯、王侯失其宅、邦有喪。同根異枝、一枝有葉、一枝無葉、其歲不熟。又同根異枝、枝入地、其君亡。木有寄生非其類、有民來并也。木枝蓋下向、邑有大事、木一夜聚生十枝、長十餘尺、邑且空、无枝葉亦然也。木生於市一夜生、長數尺、民且不居。木自出地、邑有喪。木出水流面、有大兵。木出血流其居、有大兵。木出汁流七尺以上、歲水大敗、邑有喪。木生而長大一日、自死、不吉。木生於火神之中、長大有強人。家樹无故自死、憂口舌。宅木自折、憂有死也。」

15③

『京房易傳』に曰く、「桑夏に落つれば、五穀熟せず、竹柏夏に枯るれば、王侯其の宅を失ひ、邦に喪有り。根を同じく枝を異にし、一枝に葉有り、一枝に葉無くんば、其の歳熟せず。又た根を同じく枝を異にし、枝地に入れば、其の君亡す。木に其の類に非ざるに寄生すること有れば、民の來りて并すること有るなり。木の枝蓋下向すれば、邑に大事有り。木一夜にして十枝を聚生し、長さ十餘尺なれば、邑は且に空しくならんとす、枝葉无きも亦た然るなり。木市に生じて一夜にして生じ、長さ數尺なれば、民且に居せざらんとす。木自ら地より出づれば、邑に喪

有り。木水を出だして面に流るれば、大兵有り。木血を出だして其の居に流るれば、大兵有り。木汁を出だして流ること七尺以上あれば、歳に水ありて大いに敗れ、邑に喪有り。木生じて長大すること一日にして、自ら死せば、吉ならず。木 火神の中より生じ、長大すれば強人有り。家樹故無くして自ら死せば、口舌を憂ふ。宅木自ら折れば、死有るを憂ふるなり。」と。

15④

『本邦殘存典籍による輯佚資料集成』に逸文として収録されている。

16①

宅経曰宅内有樹最高者不得誅之宅内有<sup>三</sup>誅大樹自枯者殺家長宜即除之宅内樹榮茂者吉宅内朝生暮落花樹出卒死軍中樹木竹自死者其君死陽國亡家樹自死天下易主也

「一」株歟

16②

『宅経』曰、「宅内有樹最高者、不得誅之。宅内有<sup>三</sup>株、大樹自枯者、殺家長、宜即除之。宅内樹榮茂者、吉。宅内朝生暮落花樹出、卒死。軍中樹木竹自死者、其君死、陽國亡。家樹自死、天下易主也。」

16③

『宅経』に曰く、「宅内に樹の最も高き者有れば、之を誅するを得ず。宅内に三株有りて、大樹自ら枯るる者は、家長を殺す、宜しく即ち之を除くべし。宅内に樹の榮茂する者は、吉。宅内の朝に生じ暮に花を落つ樹出づれば、卒かに死す。軍中に樹木竹の自ら死する者は、其の君死し、陽國亡ぶ。家樹自ら死せば、天下主を易ふるなり。」と。

16  
④

『本邦殘存典籍による輯佚資料集成』に逸文として収録されている。

○火

【概要】本項目では、五行の一つである「火」について、前項「木」と同様に『漢書』五行志を始めとする正史「五行志」を引用し、併せて正史以外の関連資料を引用して解説している。

01  
①

火〈呼妥反上〉

01  
②

火〈呼妥反、上。〉

01  
③

火〈呼妥の反、上。〉

01  
④

『広韻』上声

呼果切。

02 ①

釋名曰火化物也亦言燬也物入即皆毀壞也

02 ②

『釋名』曰、「火、化物也。亦言燬也。物入即皆毀壞也。」

02 ③

『釋名』に曰く、「火は、物を化するなり。亦た燬と言ふなり。物入れば即ち皆毀壞するなり。」と。

02 ④

(一) 『釋名』釋天

火、化也。消化物也。亦言燬也。物入中皆毀壞也。

『藝文類聚』卷八十 火部 火

釋名曰、火、化物也。亦言燬也。物入即皆毀壞也。

03 ①

左傳曰鄒子曰炎帝以火紀故為火師也又古之火正或食於心或食於味以出內火是故味為鶉火心為炎（謂火正之官配食於火星也建辰之月鶉火星昏在南方合民放火建戌之月大火伏在日下夜不得見則令民內火禁放火者之也）

03 ②

『左傳』曰、「鄒子曰、『炎帝以火紀故為火師也。』」又「古之火正、或食於心、或食於味、以出內火。是故味為鶉火、心為大火（謂火正之官、配食於火星也。建辰之月、鶉火星、昏在南方、令民放火、建戌之月、大火伏在日下、夜不

得見、則令民内火禁放火者、之也。」

03③

『左傳』に曰く、「郷子曰く、『炎帝は火紀を以ての故に火師と爲るなり。』と。」と。又た「古の火正、或いは心に食し、或いは味に食し、以て内火を出す。是の故に味を鶉火と爲し、心を大火と爲す（謂ふところは火正の官、火星に配食するなり。建辰の月、鶉火星、昏に南方に在れば、民をして火を放たしめ、建戌の月、大火伏して日下に在りて、夜見るを得ずんば、則ち民をして火を内にし火を放つを禁ぜしむる者なり、之なり。）」と。

03④

(一) 『春秋左氏傳』昭公傳十七年

郷子曰、吾祖也、我知之。昔者黃帝氏以雲紀故爲雲師而雲名。炎帝氏以火紀故爲火師而火名。

(二) 『春秋左氏傳』襄公傳九年

對曰、古之火正、或食於心、或食於味、以出内火。是故味爲鶉火、心爲大火。

(1) 杜預注「謂火正之官、配食於火星。建辰之月、鶉火星昏在南方則令民放火、建戌之月、大火星伏在日下、夜不得見、則令民内火禁放火。」

04①

礼含文嘉曰燧人始鑽木取火（戸子曰燧人上觀辰星下察五木以為火也周書月令曰春取榆柳之火夏取棗杏之火季夏取桑柘之火冬取槐檀之火一年之中鑽火各異木之者也）

04②

『禮含文嘉』曰、「燧人始鑽木取火。『尸子』曰、「燧人上觀辰星、下察五木、以爲火也。」。『周書』月令曰、「春取榆柳之火、夏取棗杏之火、季夏取桑柘之火、冬取槐檀之火、一年之中、鑽火各異木之者也。」。

04③

『禮含文嘉』に曰く、「燧人は始めて木を鑽りて火を取る。『尸子』に曰く、「燧人 上は辰星を觀、下は五木を察し、以て火を爲るなり。」と。『周書』月令に曰く、「春は榆柳の火を取り、夏は棗杏の火を取り、季夏は桑柘の火を取り、冬は槐檀の火を取る。一年の中、火を鑽ること各おの木を異にするの者なり。」と。」と。

04④

(一) 『藝文類聚』卷十一 帝王部一 燧人氏

尚書大傳曰、燧人爲燧皇、以火紀官。禮含文嘉曰、燧人始鑽木取火。炮生爲熟。令人無腹疾。遂天之意。故爲燧人。

『藝文類聚』卷八十 火部 火

釋名曰、火、化物也。亦言燬也。物入即皆毀壞也。(中略) 禮含文嘉曰、燧人始鑽木取火。尸子曰、燧人上觀星辰、下察五木、以爲火。

『論語』陽貨篇

宰我問、三年之喪期已久矣。君子三年不爲禮、禮必壞。三年不爲樂、樂必崩。舊穀既沒、新穀既升。鑽燧改火。期可已矣。<sup>(1)</sup>

(1) 何晏集解「馬曰、周書月令有更火之文。春取榆柳之火、夏取棗杏之火、季夏取桑柘之火、秋取柞檜之火、冬取槐檀之火。一年之中鑽火、各異木。故曰改火也。」

05 ①

漢志曰傳曰棄法律逐功臣殺世子以妾為妻則火不炎上（鄭玄曰君行此四者為逆天南宮之政也董仲曰君不信其道或燿虛童偽讒、夫昌邪勝正是火失其性災宗廟宮館雖興師衆不能救是不炎上也）説曰火南方楊光輝為明者也其於王者南面嚮明而治書云知人則忤能官人（師古曰虞書咎繇謨之辭忤智也能知其材則能官之所以為智之也）故堯舜舉群賢而命之朝（師古曰謂稷契以下也）遠四佞而放諸桀（師古曰四佞即四凶也遠離也桀古野字也）賢佞分別官人有序帥由舊章（師古曰帥脩也由從也用也）敬重功勳殊別適庶（師古曰適讀曰嫡）如此則火得其性矣

05 ②

漢志曰、「傳曰、「棄法律、逐功臣、殺世子、以妾為妻、則火不炎上。」（鄭玄曰、「君行此四者、為逆天南宮之政也。」董仲曰、「君不信其道、或燿虛童偽、讒夫昌、邪勝正、是火失其性。災宗廟宮館、雖興師衆、不能救、是不炎上也。」）説曰、「火南方、揚光輝為明者也。其於王者、南面嚮明而治。『書』云、「知人則忤、能官人。」（師古曰、「虞書咎繇謨之辭。忤智也。能知其材則能官之、所以為智、之也。」）故堯舜舉群賢而命之朝（師古曰、「謂稷契以下也。」）、遠四佞而放諸桀（師古曰、「四佞、即四凶也。遠離也。桀、古野字也。」）賢佞分別、官人有序、帥由舊章（師古曰、「帥循也。由從也、用也。」）、敬重功勳、殊別適庶（師古曰、「適讀曰嫡。」）如此則火得其性矣。

05 ③

『漢志』に曰く、「傳に曰く、『法律を棄て、功臣を逐ひ、世子を殺し、妾を以て妻と為せば、則ち火炎上せず。』と（鄭玄曰く、「君此の四者を行ふこと、天の南宮の政に逆ふと為すなり。」）と。董仲曰く、「君其の道を信ぜず、或いは燿虛童偽し、讒夫昌さかんにして、邪正に勝てば、是れ火其の性を失ふ。宗廟・宮館に災ありて、師衆を興すと雖も、救ふこと能はず、是れ炎上せざるなり。」と。説に曰く、「火は南方、揚光輝き明を為す者なり。其れ王者



に於けるや、南面して明に嚮ひて治む。『書』に云ふ、「人を知るは則ち愷にして、能く人を官す。」と（師古曰く、「虞書咎繇謨の辭なり。愷は智なり。能く其の材を知れば則ち能く之を官とす、智と爲す所以、之なり。」と）。故に堯舜 群賢を擧げて之に朝を命じ（師古曰く、「稷契以下を謂ふなり。」と）、四佞を遠ざけて諸を桀に放つ（師古曰く、「四佞とは、即ち四凶なり。遠は離なり。桀は、古の野の字なり。」と）。賢佞分別され、官人に序有り、舊章を帥由し（師古曰く、「帥は循なり。由は從なり、用なり。」と）、功勳を敬重し、適庶を殊別す（師古曰く、「適は讀みて嫡と曰ふ。」と）。此の如くんば則ち火は其の性を得るなり。」と。

05  
④

（一）『漢書』卷二十七上 五行志上

傳曰、棄法律、逐功臣、殺太子、以妾爲妻、則火不炎上。說曰、火、南方、揚光輝爲明者也。其於王者、南面鄉明而治。書云、知人則愷、能官人。<sup>①</sup>故堯舜舉群賢而命之朝、遠四佞而放諸桀。<sup>②</sup>孔子曰、浸潤之譖、膚受之訴不行焉、可謂明矣。賢佞分別、官人有序、帥由舊章、敬重功勳、殊別適庶。<sup>③</sup>如此則火得其性矣。若乃信道不篤、或耀虛偽、讒夫昌、邪勝正、則火失其性矣。自上而降、及濫炎妄起、災宗廟、燒宮館、雖興師衆、弗能救也、是爲火不炎上。

（1）師古曰、虞書咎繇謨之辭。愷、智也。能知其材則能官之、所以爲智也。

（2）師古曰、謂稷、禹以下。

（3）師古曰、四佞、即四凶也。遠、離也。桀、古野字。

（4）師古曰、帥、循也。由、從也、用也。

（5）師古曰、適讀曰嫡。

(二) 『續漢書』五行志 五行二 災火 草妖 羽蟲孽 羊禍

五行傳曰、棄法律、逐功臣、殺太子、以妾爲妻、則火不炎上。<sup>(1)</sup>

(1) 劉昭注「鄭玄曰、君行此四者、爲逆天南宮之政。南宮於地爲火、火性炎上、然行人所用烹飪者也。無故因見作熱、燔熾爲害、是爲火不炎上。其他變異、皆屬沴。春秋考異郵曰、火者、陽之精也。人合天氣五行陰陽、極陰反陽、極陽生陰、故應人行以災不祥、在所以感之、萌應轉旋、從逆殊心也。」

06 ①

董仲舒曰五行逆從日火者夏成長之本朝拳賢良官得其能賞有功封有德出貨財振貧窮則大從人而甘露降鴻鵠如鳳翔若人君信於讒三內雖骨肉外疏忠臣誅殺不辜婦妾不政賜与不當逐功臣棄法令則民病血齁目不明大旱必有火災梟鴉群鳴也  
「一」離歟

06 ②

董仲舒曰、「五行逆從曰、「火者夏、成長之本。朝舉賢良、官得其能、賞有功、封有德、出貨財、振貧窮、則火從人而甘露降、鴻鵠如鳳翔。若人君信於讒、內離骨肉、外疏忠臣、誅殺不辜、婦妾爲政、賜與不當、逐功臣、棄法令、則民病血齁、目不明。大旱、必有火災、梟鴉群鳴也。」」

06 ③

董仲舒曰く、「五行逆從に曰く、「火は夏、成長の本なり。朝賢良を擧げ、官は其の能を得、有功を賞し、有徳を封じ、貨財を出し、貧窮を振へば、則ち火は人に從ひて甘露降り、鴻鵠鳳の如く翔ぶ。若し人君讒を信じ、内に骨肉を離し、外に忠臣を疏み、不辜を誅殺し、婦妾政を爲し、不當に賜與し、功臣を逐ひ、法令を棄つれば、則ち民血の齁腫を病み、目明らかならず。大旱あり、必ず火災有りて、梟鴉群鳴するなり。」と。」と。

## (一) 『春秋繁露』 五行逆從

火者夏、成長、本朝也。舉賢良、進茂才、官得其能、任得其力、賞有功、封有德、出貨財、振困乏、使四方。恩及於火、則火順人而甘露降。恩及羽蟲、則飛鳥大爲、黃鵠出見、鳳凰翔。如人君惑於讒邪、內離骨肉、外疏忠臣、至殺世子、誅殺不辜、逐忠臣、以妾爲妻、棄法令、婦妾爲政、賜予不當、則民病壅腫、目不明。咎及於火、則大旱、必有火。

春秋桓公十四年八月壬申御廩災董仲舒以為先是四國共伐魯大破之於龍門（韋昭曰魯郭門之也）百姓傷者未瘳怨咎未復而君臣俱惰內怠政事外侮四隣非能保守宗廟終其天年者也故天以戒之劉向以為御廩夫人八妾所舂米之臧以奉宗廟者也（師古曰一娶九女正嫡一人餘者皆妾故八妾之也）時夫人有淫行（師古曰謂通於胥侯也）挾逆心（師古曰謂欲殺桓公之也）天戒若曰夫人不可以奉宗廟桓不寤與夫人俱會齊々侯殺桓公也劉歆以為御廩公所親耕籍田以奉盛者也（師古曰黍稷曰在器曰盛也）棄法度亡禮之應也

『春秋』桓公十四年、「八月壬申、御廩災。」董仲舒以為、「先是、四國共伐魯、大破之於龍門（韋昭曰、「魯郭門、之也。」）。百姓傷者未瘳、怨咎未復、而君臣俱惰、內怠政事、外侮四隣、非能保守宗廟終其天年者也。故天以戒之。」劉向以為、「御廩、夫人八妾所舂米之臧以奉宗廟者也（師古曰、「一娶九女、正嫡一人、餘者皆妾、故八妾、之也。」）。時夫人有淫行（師古曰、「謂通於齊侯也。」）、挾逆心（師古曰、「謂欲殺桓公、之也。」）、天戒若曰夫人不可以奉宗廟。」

桓不寤、與夫人俱會齊、齊侯殺桓公也。劉歆以爲、御廩、公所親耕籍田以奉盛者也。〔師古曰、「黍稷曰粢、在器曰盛也。」〕。棄法度亡禮之應也。」

07③

『春秋』桓公十四年に、「八月壬申、御廩に災あり。」と。董仲舒以爲へらく、「是より先、四國共に魯を伐ち、大いに之を龍門に破る。〔韋昭曰く、「魯の郭門、之なり。」と。〕。百姓の傷く者未だ瘳えず、怨咎未だ復さざるも、君臣俱に惰り、内は政事を怠り、外は四隣を侮り、能く宗廟を保守し其の天年を終ゆる者に非ざるなり。故に天以て之を戒む。」と。劉向以爲へらく、「御廩とは、夫人・八妾の舂く所の米の臧にして以て宗廟を奉る者なり。〔師古曰く、「二娶九女、正嫡は一人、餘は皆妾、故に八妾と、之なり」と。〕。時に夫人に淫行有り。〔師古曰く、「齊侯に通ずるを謂ふなり」と。〕、逆心を挟み。〔師古曰く、「桓公を殺さんと欲するを謂ふ、之なり」と。〕、天戒めて夫人は以て宗廟を奉ずべからずと曰ふが若し。桓寤らず、夫人と俱に齊に會し、齊侯桓公を殺すなり。劉歆以爲へらく、御廩とは、公親ら籍田を耕し以て盛を奉ずる所の者なり。〔師古曰く、「黍稷を粢と曰ひ、器に在るを盛と曰ふなり」と。〕。法度を棄て禮を亡ふの應なり。」と。

07④

(一) 『漢書』卷二十七上 五行志上

『春秋』桓公十四年「八月壬申、御廩災」。董仲舒以爲先是四國共伐魯、大破之於龍門。百姓傷者未瘳、怨咎未復、而君臣俱惰、内怠政事、外侮四鄰、非能保守宗廟終其天年者也、故天災御廩以戒之。劉向以爲御廩、夫人八妾所舂米之臧以奉宗廟者也。時夫人有淫行、挾逆心、天戒若曰夫人不可以奉宗廟。桓不寤、與夫人俱會齊、夫人譖桓公於齊侯、齊侯殺桓公。劉歆以爲御廩、公所親耕籍田以奉粢盛者也。棄法度亡禮之應也。

(1) 韋昭曰、「魯郭門。」

(2) 師古曰、「一娶九女、正嫡一人、餘者妾也。故云八妾。」

(3) 師古曰、「謂通於齊侯。」

(4) 師古曰、「謂欲弑桓公。」

(5) 師古曰、「黍稷曰粢、在器曰盛也。」

08 ①

漢武帝建元六年二月丁酉、遼東高廟災。四月壬子、高園便殿火。董仲舒對曰：「春秋之道舉往以明來。是故天下有物視春秋所舉々与同比者。」(師古曰：「比類也。」)按春秋魯定哀時季氏々悪已熟而館災。上素服五日。(事在序篇之也。)

08 ②

漢武帝建元六年二月丁酉、遼東高廟災。四月壬子、高園便殿火。董仲舒對曰：「春秋之道舉往以明來。是故天下有物、視『春秋』所舉(舉)與同比者(師古曰：「比類也。」)。按『春秋』魯定・哀時、季氏(氏)悪已熟、兩館災。」上素服五日。(事在序篇、之也。)

08 ③

漢の武帝建元六年二月丁酉、遼東の高廟に災あり。四月壬子、高園の便殿に火あり。董仲舒對へて曰く、「春秋の道は往を舉げ以て來を明らかにす。是の故に天下に物有れば『春秋』の舉ぐる所と同比する者とを視る(師古曰く、「比は類なり。」と。)。按ずるに『春秋』魯の定・哀の時、季氏の悪已に熟し、兩館に災あり。」と。上素服すること五日なり。(事は序篇に在り、之なり。)

## (一) 『漢書』卷二十七上五行志上

武帝建元六年六月丁酉、遼東高廟災。四月壬子、高園便殿火。董仲舒對曰、春秋之道舉往以明來、是故天下有物、視春秋所舉與同比者、精微眇以存其意、通倫類以貫其理、天地之變、國家之事、粲然皆見、亡所疑矣。按春秋魯定公、哀公時、季氏之惡已孰、而孔子之聖方盛。夫以盛聖而易孰惡、季孫雖重、魯君雖輕、其勢可成也。故定公二年五月兩觀災。兩觀、僭禮之物、天災之者、若曰、僭禮之臣可以去。已見罪徵、而後告可去、此天意也。定公不知省。至哀公三年五月、桓宮、釐宮災。二者同事、所爲一也、若曰燔貴而去不義云爾。哀公未能見、故四年六月亳社災。兩觀、桓、釐廟、亳社、四者皆不當立、天皆燔其不當立者以示魯、欲其去亂臣而用聖人也。季氏亡道久矣、前是天不見災者、魯未有賢聖臣、雖欲去季孫、其力不能、昭公是也。至定、哀乃見之、其時可也。不時不見、天之道也。今高廟不當居遼東、高園殿不當居陵旁、於禮亦不當立、與魯所災同。其不當立久矣、至於陛下時天乃災之者、殆亦其時可也。昔秦受亡周之敝、而亡以化之、漢受亡秦之敝、又亡以化之。夫繼二敝之後、承其下流、兼受其猥、難治甚矣。又多兄弟親戚骨肉之連、驕揚奢侈恣睢者眾、所謂重難之時者也。陛下正當大敝之後、又遭重難之時、甚可憂也。故天災若語陛下、「當今之世、雖敝而重難、非以太平至公、不能治也。視親戚貴屬在諸侯遠正最甚者、忍而誅之、如吾燔遼東高廟乃可、視近臣在國中處旁仄及賁而不正者、忍而誅之、如吾燔高園殿乃可」云爾。在外而不正者、雖貴如高廟、猶災燔之、況諸侯乎。在內不正者、雖貴如高園殿、猶燔災之、況大臣乎。此天意也。罪在外者天災外、罪在內者天災內、燔甚罪當重、燔簡罪當輕、承天意之道也。

## (1) 師古曰、「比、類也、音必寐反。」

(二) 『漢書』卷六武帝紀

六年春二月乙未、遼東高廟災。夏四月壬子、高園便殿火。上素服五日。

(三) 水口幹記氏・田中良明氏『藤女子大学国文学雑誌』九三号(二〇一五年)の四十五頁を参照。

09 ①

元鳳元年燕城南門穴劉向以為是時燕王使邪臣通於漢為說賊謀逆乱南門者通漢道也天戒若曰、邪臣往來為姦說於漢絕亡之道也燕王不寤卒伏其辜

09 ②

元鳳元年、燕城南門災。劉向以為、「是時燕王使邪臣通於漢、為讒賊、謀逆亂。南門者、通漢道也。天戒若曰「邪臣往來、為姦說於漢、絕亡之道也。」燕王不寤、卒伏其辜。」

09 ③

元鳳元年、燕城南門に災あり。劉向以為へらく、「是の時燕王邪臣をして漢に通ぜしめ、讒賊を為し、逆亂を謀る。南門は、漢に通ずるの道なり。天戒めて「邪臣往來し、姦說を漢に為すは、絶亡の道なり」と曰ふが若し。燕王寤らず、卒に其の辜に伏す。」と。

09 ④

(一) 『漢書』卷二十七上五行志第七上

昭帝元鳳元年、燕城南門災。劉向以為、時燕王使邪臣通於漢、為讒賊、謀逆亂。南門者、通漢道也。天戒若曰、邪臣往來、為姦說於漢、絶亡之道也。燕王不寤、卒伏其辜。

10 ①

說薨曰魏文侯御廩災素素服避正殿五日群臣素服而哭公子成文超入賀曰臣聞天子藏於四海諸侯藏於境内非其所藏不有天災必有人患今幸無人患不亦善乎

10 ②

『說苑』曰、「魏文侯御廩災。(素)素服避正殿五日、群臣素服而哭。公子成父趨入賀曰、「臣聞、「天子藏於四海、諸侯藏於境内。非其所藏、不有天災、必有人患。」今幸無人患、不亦善乎。」」

10 ③

『說苑』に曰く、「魏の文侯の御廩に災あり。素服して正殿を避くること五日、群臣も素服して哭す。公子成父趨り入り賀して曰く、「臣聞く、「天子は四海を藏し、諸侯は境内を藏す。其の藏する所に非ざれば、天災有らざるも、必ず人患有り。」と。今幸ひにして人患無し、亦た善ばしからずや。」と。」

10 ④

(一) 『說苑』卷二十 反質

魏文侯御廩災、文侯素服辟正殿五日、群臣皆素服而弔。公子成父獨不弔。文侯復殿、公子成父趨而入賀、曰、「甚大善矣。夫御廩之災也。」文侯作色不悅、曰、「夫御廩者、寡人寶之所藏也。今火災、寡人素服辟正殿、群臣皆素服而弔。至於子、大夫而不弔。今已復辟矣、猶入賀何爲。」公子成父曰、「臣聞之、天子藏於四海之内、諸侯藏於境内、大夫藏於其家、士庶人藏於篋櫝。非其所藏者必有天災、必有人患。今幸無人患、乃有天災、不亦善乎。」文侯喟然嘆曰、「善。」



11 ①

鴻嘉三年八月孝景廟北闕災十一月許皇后廢也

11 ②

鴻嘉三年八月、孝景廟北闕災。十一月、許皇后廢也。

11 ③

鴻嘉三年八月、孝景廟の北闕に災あり。十一月、許皇后廢せらるるなり。

11 ④

(一) 『漢書』卷二十七上 五行志上

鴻嘉三年八月乙卯、孝景廟北闕災。十一月甲寅、許皇后廢。

12 ①

魏書曰明帝大和五年五月清高殿災初帝為平原王細河南虞氏為妃及即位不以為后更立典虞女為后々本仄微非所宜升以妾為妻之罰也青龍元年六月洛陽宮鞠室災二年四月崇華殿災延于南閣三年七月此殿又災帝問高堂隆此何咎也於礼寧有祈禱之義乎對曰夫災變之發皆所以明教誡也唯率礼修德可以勝之易傳曰上不儉下不節孽火燒其室又曰君高其臺天火為灾此人君苟飾宮室不知百姓空竭故天應之以旱火從高殿起也

12 ②

『魏書』曰、「明帝太和五年五月、清商殿災。初、帝為平原王、納河南虞氏為妃。及即位、不以為后、更立典虞女為后。后本仄微、非所宜升。以妾為妻之罰也。青龍元年六月、洛陽宮鞠室災。二年四月、崇華殿災、延于南閣。三

年七月、此殿又災。帝問高堂隆、「此何咎也、於禮寧有祈禱之義乎」。對曰、「夫災變之發、皆所以明教誡也。唯率禮修德、可以勝之。『易傳』曰、「上不儉、下不節、孽火燒其室。」又曰、「君高其臺、天火爲災。」此人君苟飾宮室、不知百姓空竭、故天應之以旱、火從高殿起也。」。

12③

『魏書』に曰く、「明帝の太和五年五月、清商殿に災あり。初め、帝平原王爲りしとき、河南の虞氏を納れて妃と爲す。即位するに及び、以て后と爲さず、更あらたに典虞の女を立てて后と爲す。后は本もと仄へにして、宜しく升ぼすべき所に非ず。妾を以て妻と爲すの罰なり。青龍元年六月、洛陽宮の鞠室に災あり。二年四月、崇華殿に災あり、南閣に延す。三年七月、此の殿に又た災あり。帝高堂隆に問ふ、「此れ何の咎なるや、禮に於いて寧ろ祈禱の義有るか。」と。對へて曰く、「夫れ災變の發するは、皆な教誡を明らかにする所以なり。唯だ禮に率したがひ徳を修め、以て之に勝ふべきのみ。『易傳』に曰く、「上儉せず、下節せざれば、孽火其の室を燒く。」と。又た曰く、「君其の臺を高くすれば、天火もて災を爲す。」と。此れ人君苟も宮室を飾り、百姓空しく竭くすを知らず、故に天之に應ずるに旱を以てし、火高殿より起こるなり。」と。

12④

(一) 『晉書』卷二十七 志第十七 五行上火

魏明帝太和五年五月、清商殿災。初、帝爲平原王、納河南虞氏爲妃。及即位、不以爲后、更立典虞車工卒毛嘉女爲后。后本仄微、非所宜升、以妾爲妻之罰也。青龍元年六月、洛陽宮鞠室災。二年四月、崇華殿災、延於南閣、繕復之。至三年七月、此殿又災。帝問高堂隆、「此何咎也。於禮寧有祈禱之義乎。」對曰、「夫災變之發、皆所以明教誡也、惟率禮修德可以勝之。易傳曰、「上不儉、下不節、孽火燒其室。」又曰、「君高其臺、

「天火爲災。」此人君苟飾宮室、不知百姓空竭、故天應之以旱、火從高殿起也。案舊占曰、「災火之發、皆以臺榭宮室爲誡。」今宜罷散作役、務從節約、清掃所災之處、不敢於此有所營造、葦蒲嘉禾必生此地、以報陛下虔恭之德。」帝不從。遂復崇華殿、改曰九龍。以郡國前後言龍見者九、故以爲名。多棄法度、疲衆逞欲、以妾爲妻之應也。

『宋書』卷三十二五行三火にも同様の記述がある。なお、『三國志』卷二十五魏書二十五高堂隆伝には全文は引用されておらず、後半部分（原文「崇華殿災」以下）のみが見える。

13①

吳孫皓建衡二年三月大火燒萬餘家死者七百人案春秋齊火災劉向以爲桓公好內聽女口、妻妾數更之罰也皓制令讒暴蕩弃法度臣名士誅斥甚衆後宮萬餘、女謁數行其中隆寵佩皇后璽綬者又多矣故有大火

13②

吳孫皓建衡二年三月、大火、燒萬餘家、死者七百人。案、『春秋』「齊火災。」劉向以爲、「桓公好內、聽女口、妻妾數更之罰也。」皓制令讒暴、蕩棄法度、臣名士、誅斥甚衆。後宮萬餘、女謁數行、其中隆寵佩皇后璽綬者又多矣。故有大火。

13③

吳の孫皓の建衡二年三月、大火あり、萬餘家を燒き、死する者七百人。案ずるに、『春秋』に「齊に火災あり。」と。劉向以爲へらく、「桓公内を好み、女口を聽き、妻妾數之しばしばを更かふるの罰なり。」と。皓の制令讒暴し、法度を蕩棄し、臣の名士、誅斥せらるること甚だ衆し。後宮に萬餘あり、女謁數行しばしばはれ、其中隆寵せられ皇后の璽綬を

佩ぶる者も又た多し。故に大火有り。

13  
④

(一) 『晉書』卷二十七五行上火

孫皓建衡二年三月、大火、燒萬餘家、死者七百人。案春秋齊大災。劉向以爲、桓公好內、聽女口、妻妾數更之罰也。時皓制令詭暴、蕩棄法度、勞臣名士、誅斥甚衆、後宮萬餘、女謁數行、其中隆寵佩皇后璽綬者又多矣、故有大火。

『宋書』卷三十二五行三火にも同様の記述がある。

14  
①

穆帝永和五年六月震災石季龍太武殿及兩廟端門震災月餘乃滅金石皆盡其後季龍死大乱遂滅亡也

14  
②

穆帝永和五年六月、震災石季龍太武殿及兩廟端門。震災月餘乃滅、金石皆盡。其後季龍死、大亂、遂滅亡也。

14  
③

穆帝の永和五年六月、石季龍の太武殿及び兩廟の端門に震災あり。震災月餘にして乃ち滅するも、金石皆な盡く。其の後季龍死し、大いに亂れ、遂に滅亡するなり。

14  
④

(一) 『晉書』卷二十七五行上火

穆帝永和五年六月、震災石季龍太武殿及兩廟端門。震災月餘乃滅、金石皆盡。其後季龍死、大亂、遂滅亡。

『宋書』卷三十二五行三火にも同様の記述がある。

15  
①

大元十年正月國子學生因風放火焚房百餘間是後考課不厲賞黜無章蓋有育才之名而無收賢之實此不哲之罰先兆

15  
②

太元十年正月、國子學生因風放火、焚房百餘間。是後考課不厲、賞黜無章。蓋有育才之名、而無收賢之實。此不哲之罰先兆。

15  
③

太元十年正月、國子學生風に因りて火を放ち、房を焚くこと百餘間。是の後考課は厲ならず、黜を賞するに章無し。蓋し育才の名有るも、收賢の實無し。此れ不哲の罰の先兆なり。

15  
④

(一) 『晉書』卷二十七五行上火

太元十年正月、國子學生因風放火、焚房百餘間。是後考課不厲、賞黜無章。蓋有育才之名、而無收賢之實、此不哲之罰先兆也。

『宋書』卷三十二志第二十二五行三火にも同様の記述がある。

16  
①

京房易傳曰天火下燒民屋室草木是謂亂治煞兵作天火下燔邑王屋門其王死凶（石虎以此三偽國滅）天火下燔邑社木

其邑亡燔邑燔廟其邑有大殃燔邑道卷是謂拔城天下有兵燔野五穀其邑大饑火下軍中師將戰々心敗燔山是謂下祥邑民汜亡燔牛馬野狩其邑圍火下行飛天下有汜民火無故无光其邑主不明火无故不生天下不安火無故生吉自滅主炎火下後三年涌水缺高僧惠力傳曰晋孝武大元廿一年七月天火燔寺帝曰此國不祥之相也（守以為九月帝崩也）

16  
②

『京房易傳』曰、「天火下燒民屋室草木、是謂亂治殺兵作。天火下燔邑王屋門、其王死凶（石虎以此三僞國滅）。天火下燔邑社木、其邑亡。燔邑社廟、其邑有大殃。燔邑道卷、是謂拔城、天下有兵。燔野五穀、其邑大饑。火下軍中、師將戰、戰心敗。燔山、是謂下祥、邑民流亡。燔牛馬野狩、其邑圍。火下行飛、天下有流民。火無故无光、其邑主不明。火无故不生、天下不安。火無故生、吉、自滅主。炎火下、後三年涌水起。」高僧惠力傳曰、「晋孝武大元廿一年七月、天火燔寺。帝曰、「此國不祥之相也。」（守以為、「九月、帝崩也。」）

16  
③

『京房易傳』に曰く、「天火下りて民の屋室草木を燒くは、是れ治を亂し兵を殺すこと作るを謂ふ。天火下りて邑王の屋門を燔けば、其の王に死凶あり（石虎此の三僞を以て國を滅ぼす）。天火下りて邑社の木を燔けば、其の邑亡ぶ。邑の社廟を燔けば、其の邑に大殃有り。邑の道卷を燔く、是を城を抜くと謂ひ、天下に兵有り。野の五穀を燔けば、其の邑に大饑あり。火軍中に下り、師將戰へば、戰心敗はる。山を燔く、是を下祥と謂ひ、邑民流亡す。牛馬野狩を燔けば、其の邑圍まる。火下りて行き飛べば、天下に流民有り。火に故無く光无くんば、其の邑主不明なり。火故無く生ぜざれば、天下不安なり。火に故無く生ずれば、吉なるも、自ら主を滅す。炎火下れば、後三年にして涌水起こる。」と。高僧惠力傳に曰く、「晋の孝武大元廿一年七月、天火寺を燔く。帝曰く、「此れ國の不祥の相なり。」と（守以為へらく、「九月、帝崩ずるなり。」と。）と。

16④

(一) 『南齊書』卷十九五行火

三年正月、豫章郡天火燒三千餘家。京房易占曰、天火下燒民屋、是謂亂治殺兵作。是年、臺軍與義師偏衆相攻於南江諸郡。

『本邦殘存典籍による輯佚資料集成』には逸文として、この箇所が収録されている。

(二) 『高僧傳』卷十三興福晉京師瓦官寺釋慧力(『大正新脩大藏經』)

釋慧力、未知何人。晉永和中來遊京師。常乞食蔬苦頭陀修福。至晉興寧中、啓乞陶處以爲瓦官寺。初、標塔基、是今塔之西、每夕標輒東移十餘步、且取還已復隨徙。潛共伺之、見一人著朱衣武冠拔標置東方。仍於其處起塔。今之塔處是也。記者云、寺立後三十年、當爲天火所燒。至晉孝武太元二十一年七月夜、自然火起、寺僧數十都無知者、明旦見塔已成灰聚。帝曰、此國不祥之相也。即敕楊法尚李緒等速令修復。至九月帝崩。

17①

後魏書曰出帝永熙三年永寧寺九層災時人皆曰佛國飛入東海則圖魏衰大齊更興也梁大同十二年四月中同秦寺災後三年武帝崩唐武德七年七月中禪定寺災後三年秦王立事

17②

『後魏書』曰、「出帝永熙三年、永寧寺九層災。時人皆曰、「佛圖飛入東海、則圖魏衰、大齊更興也。」。梁大同十二年四月中、同秦寺災、後三年武帝崩。唐武德七年七月中、禪定寺災、後三年秦王立事。

17③

『後魏書』に曰く、「出帝の永熙三年、永寧寺の九層に災あり。時人皆な曰く、「佛圖東海に飛入すれば、則ち圖魏衰へ、大齊更あらたに興るなり。」と。」と。梁三の大同十二年四月中、同泰寺に災あり、後三年にして武帝崩ず。唐の武德七年七月中、禪定寺に災あり、後三年にして秦王事を立つ。

17④

(一) 『魏書』卷一百一十二上靈徵志八上火不炎上

出帝永熙三年二月、永寧寺九層佛圖災。既而時人咸言有人見佛圖飛入東海中。永寧佛圖、靈像所在、天意若曰、永寧見災、魏不寧矣。勃海、齊獻武王之本封也。神靈歸海、則齊室將興之驗也。

『北史』卷六齊本紀上高祖神武帝高歡

二月、永寧寺九層浮屠災。既而人有從東萊至、云及海上人咸見之於海中、俄而霧起、乃滅。說者以為天意若曰、「永寧見災、魏不寧矣。飛入東海、勃海應矣。」

(二) 『梁書』卷三武帝下

(中大同元年)夏四月丙戌、於同泰寺解講、設法會。大赦、改元。孝悌力田爲父後者賜爵一級、賫宿衛文武各有差。是夜、同泰寺災。

『梁書』卷三、本紀第三、武帝下

(太清三年)五月丙辰、高祖崩于淨居殿、時年八十六。

『隋書』卷二十二五行上火

普通二年五月、琬琰殿火、延燒後宮二千餘間。中大通元年、朱雀航華表災。明年、同泰寺災。大同三年、朱雀門災。水沴火也。是時帝崇尚佛道、宗廟牲牲、皆以麩代之。又委萬乘之重、數詣同泰寺、捨身爲奴、令王



公已下贖之。初陽爲不許、後爲默許、方始還宮。天誠若曰、梁武爲國主、不遵先王之法、而淫於佛道、橫多糜費、將使其社稷不得血食也。天數見變、而帝不悟、後竟以亡。及江陵之敗、闔城爲賤隸焉、即捨身爲奴之應也。

18 ①

瑞應圖曰地燃大凶之象

18 ②

『瑞應圖』曰、「地燃、大凶之象。」

18 ③

『瑞應圖』に曰く、「地燃ゆるは、大凶の象なり。」と。

18 ④

(一) 孫柔之撰『瑞應圖』として、『本邦殘存典籍による輯佚資料集成』に当該部が収録されている。

○土

【概要】本項目では、五行の一つである「土」について、前項「木」・「火」と同様に『漢書』五行志を始めとする正史「五行志」を引用し、併せて正史以外の関連資料を引用して解説している。

01  
①

土〈直戸反上〉

01  
②

土〈直戸反、上。〉

01  
③

土〈直戸の反、上。〉

01  
④

(一) 『廣韻』 上声

他魯切。

02  
①

釋名曰土之言吐也吐所以吐生万物也〈鄭玄曰土猶度也〉

02  
②

『釋名』曰、「土之言吐也。吐所以吐生萬物也。」〈鄭玄曰、「土猶度也。」〉

02  
③

『釋名』に曰く、「土の言は吐なり。吐は萬物を吐生する所以なり。」と。〈鄭玄曰く、「土は猶ほ度のごときなり。」

と。

02  
④

(一) 『釋名』卷一釋天

土、吐也。能吐生萬物也。

(二) 『周禮』地官司徒大司徒

辨十有二壤之物而知其種以教稼穡樹藝。<sup>①</sup>

(1) 鄭玄注「壤亦土也、變言耳。以萬物自生焉、則言土。土猶吐也。以人所耕而樹藝焉、則言壤。壤、和緩之貌。

詩云、「樹之榛栗。」又曰、「我蓺黍稷。蓺猶蒔也。」

『周禮』地官司徒大司徒

凡建邦國、以土圭土其地而制其域。<sup>①</sup>

(1) 鄭玄注「土其地、猶言度其地。」

03  
①

漢志曰傳曰治宮室飾臺榭（師古曰臺有室曰榭）內淫亂犯親戚侮父兄則稼穡不成也（鄭玄曰君行此為逆天中官之政

中官為土々性安靜无故苗生消惡秀實不熟為不成也董仲曰人君好淫夫妻妾過度侮父兄欺罵百姓五邑刻鏤則民心腹宛黃舌爛痛百姓不成賢聖放亡也）說曰土中央生万物者也其於王者為內事宮室夫婦親屬亦相生者也古者天子諸侯室宮廟大

小高卑有制后夫人媵妾多少進退有度九族親疏長幼有序孔子曰禮与其奢寧儉（師古曰言若不得礼中而失於奢則不如儉之也）放禹卑宮室（師古曰論語稱孔子曰禹吾無間然矣卑宮室而盡溝洫謂勤於治水而所居狹陋之也）文王刑于寡妻（師

古曰大雅思齊之詩云刑于寡妻至于兄弟以御于震邦刑法也寡妻謂正嫡也御治也此美文王以礼法接待其妻及兄弟宗族又廣以政教治家邦也）此聖人之所以昭教化也（昭明也）如此則士得其性矣若迺奢淫驕慢則士失其性士水旱之灾而草木

百穀不熟是為稼穡不成

03②

『漢志』曰、「傳曰、「治宮室、飾臺榭」(師古曰、「臺有室曰榭」)、内淫乱、犯親戚、侮父兄、則稼穡不成也。」(鄭玄曰、「君行此爲逆天中宮之政、中宮爲土、土性安靜。无故苗生、消惡、秀實不熟、爲不成也。」董仲曰、「人君好淫夫、妻妾過度、侮父兄、欺罵百姓、五邑刻鏤、則民心腹宛黃、舌爛痛。百姓不成、賢聖放亡也。」)説曰、「土中央、生萬物者也。其於王者、爲内事。宮室・夫婦・親屬亦相生者也。古者天子諸侯、室宮廟大小高卑有制、后夫人媵妾多少進退有度、九族親疏長幼有序。」孔子曰、「禮與其奢、寧儉」(師古曰、「言若不得禮中而失於奢、則不如儉、之也」)。故禹卑宮室(師古曰、「論語」稱孔子曰、「禹、吾無間然矣。卑宮室而盡溝洫」。謂勤於治水而所居狹陋、之也」)、文王刑于寡妻(師古曰、「大雅思齊之詩云、「刑于寡妻、至于兄弟、以御于家邦」。刑、法也。寡妻、謂正嫡也。御、治也。此美文王以禮法接待其妻、及兄弟宗族、又廣以政教治家邦也」)。此聖人之所以昭教化也(昭、明也)。如此則土得其性矣。若迺奢淫驕慢、則土失其性。亡水旱之災而草木百穀不熟、是爲稼穡不成。」。

03③

『漢志』に曰く、「傳に曰く、「宮室を治め、臺榭を飾り(師古曰く、「臺に室有るを榭と曰ふ。」)と、内に淫乱し、親戚を犯し、父兄を侮れば、則ち稼穡成らざるなり。」(鄭玄曰く、「君此を行ふは天の中宮の政に逆ふと爲す、中宮は土爲り、土の性は安靜なり。故无くして苗生せば惡を消し、秀實りて熟せざれば、成らずと爲すなり。」)と。董仲曰く、「人君淫夫を好み、妻妾度を過ぎ、父兄を侮り、百姓を欺罵し、五邑に刻鏤すれば、則ち民の心腹は宛黃し、舌は爛痛す。百姓成らずんば、賢聖放亡するなり。」(説に曰く、「土は中央、萬物を生む者なり。其の王者に於けるや、内事を爲す。宮室・夫婦・親屬も亦た相ひ生ずる者なり。古は天子諸侯、室宮廟の大小高卑に

制有り、后夫人媵妾の多少進退に度有り、九族の親疏長幼に序有り」と。孔子曰く、「禮は其の奢らんよりは、寧ろ儉せよ」と（師古曰く、「言ふところは若し禮の中を得ずしてにを失せば、則ち儉するに如かず、之なり。」と。）故に禹宮室を卑くし（師古曰く、「論語」に孔子の「禹は、吾間然すること無し。宮室を卑くして溝洫に盡くす。」と曰ふを稱す。治水に勤めて居る所狹陋なるを謂ふ、之なり。」と。）文王寡妻に刑し（師古曰く、「大雅思齊の詩に云ふ、「寡妻に刑し、兄弟に至り、以て家邦を御む。」と。刑は、法なり。寡妻は、正嫡を謂ふなり。御は、治なり。此れ文王の禮法を以て其の妻を接待し、兄弟宗族に及び、又た廣く政教を以て家邦を治むるを美むるなり。」と。）此れ聖人の教化を昭らかにする所以なり（昭は、明なり）。此くの如くんば則ち土は其の性を得。若し迺ち奢淫驕慢すれば、則ち土は其の性を失ふ。水旱の災亡きも草木百穀熟せず、是れ稼穡の成らずと爲す。」と。）

03  
④

(一) 『漢書』卷二十七上五行志上土

傳曰、「治宮室、飾臺榭、内淫亂、犯親戚、侮父兄、則稼穡不成。」

(1) 師古曰、「臺有室曰榭。」

(二) 『春秋繁露』五行順逆

土者夏中、成熟百種、君之官。循宮室之制、謹夫婦之別、加親戚之恩。恩及於土、則五穀成、而嘉禾興。恩及俛蟲、則百姓親附、城郭充實、賢聖皆遷、仙人降。如人君好淫佚、妻妾過度、犯親戚、侮父兄、欺罔百姓、大爲臺榭、五色成光、雕文刻鏤、則民病心腹宛黃、舌爛痛。咎及於土、則五穀不成。暴虐妄誅、咎及俛蟲、俛蟲不爲、百姓叛去、賢聖放亡。

(三) 『漢書』卷二十七上五行志上土

説曰、土、中央、生萬物者也。其於王者、爲内事。宮室、夫婦、親屬、亦相生者也。古者天子諸侯、宮廟大小高卑有制、后夫人媵妾多少進退有度、九族親疏長幼有序。孔子曰、「禮、與其奢也、寧儉。」<sup>①</sup>故禹卑宮室、<sup>②</sup>文王刑于寡妻、<sup>③</sup>此聖人之所以昭教化也。如此則土得其性矣。若乃奢淫驕慢、則土失其性。亡水旱之災而草木百穀不孰、是爲稼穡不成。

(1) 師古曰、「論語載孔子之言也。若不得禮之中而失於奢、則不如儉。」

(2) 師古曰、「論語載孔子曰、禹、吾無間然矣、卑宮室而盡力乎溝洫。謂勤於治水而所居狹陋也。」

(3) 師古曰、「大雅思齊之詩云、刑于寡妻、至于兄弟、以御于冢邦。刑、法也。寡妻、謂正嫡也。御、治也。此美文王以禮法接待其妻、旁及兄弟宗族、又廣以政教治家邦。」

(4) 師古曰、「昭、明也。」

04 ①

董仲舒五行逆從曰土者季夏成熟百種君之官也修宮室之制謹夫婦之別加親戚之思則五穀成而嘉禾興恩及虫則百姓親附城郭充盈賢聖皆進也

04 ②

董仲舒五行逆從曰、「土者季夏、成熟百種、君之官也。修宮室之制、謹夫婦之別、加親戚之思、則五穀成、而嘉禾興。恩及蟲、則百姓親附、城郭充盈、賢聖皆進也。」

04 ③

董仲舒五行逆從に曰く、「土は季夏、百種を成熟す、君の官なり。宮室の制を修め、夫婦の別を謹み、親戚の思

を加ふれば、則ち五穀成りて、嘉禾興る。恩蟲に及べば、則ち百姓親附し、城郭充盈し、賢聖皆な進むなり。<sup>(二)</sup>と。

04④

(一) 『春秋繁露』五行順逆

土者夏中、成熟百種、君之官。循宮室之制、謹夫婦之別、加親戚之恩。恩及於土、則五穀成、而嘉禾興。恩及俛蟲、則百姓親附、城郭充實、賢聖皆遷、仙人降。如人君好淫佚、妻妾過度、犯親戚、侮父兄、欺罔百姓、大爲臺榭、五色成光、雕文刻鏤、則民病心腹宛黃、舌爛痛。咎及於土、則五穀不成。暴虐妄誅、咎及俛蟲、俛蟲不爲、百姓叛去、賢聖放亡。

05①

嚴公廿八年冬大水亡麥禾董仲舒以為夫人哀姜淫亂（師古曰哀姜莊公夫人齊女之也）逆陰氣故大水也劉向以水旱當書不書水旱而曰大臣麥禾者土氣不養稼穡不成者也是時夫人淫於二叔内外亡別（師古曰二叔謂莊公二弟仲度文及叔平也）又因凶飢一年而三築臺（師古曰謂卅一年春築臺于郎夏築臺于薛秋築臺于秦也郎薛秦皆魯地之也）故應是而稼穡不成飾臺謝内淫亂之罰之遂不改寤四年而死（師古曰莊以卅二年薨距大水無麥禾凡四歲也）既流二世（師古曰謂子般及閔公皆殺死之也）奢淫之患也

05②

嚴公廿八年冬、「大水亡麥禾。」董仲舒以為、「夫人哀姜淫亂（師古曰、「哀姜、莊公夫人、齊女、之也。」）、逆陰氣、故大水也。」劉向以、「水旱當書、不書水旱而曰「大亡麥禾」者、土氣不養、稼穡不成者也。是時、夫人淫於二叔、

内外亡別（師古曰、「二叔、謂莊公二弟仲慶父及叔牙也。」）。又因凶飢、一年而三築臺（師古曰、「謂卅一年、「春築臺于郎」、「夏築臺于薛」、「秋築臺于秦」也。郎・薛・秦、皆魯地、之也。」）。故應是而稼穡不成。飾臺榭、内淫亂之罰云。遂不改寤、四年而死（師古曰、「莊公卅二年薨。距「大水無麥禾」、凡四歲也。」）、既流二世（師古曰、「謂子般及閔公、皆殺死、之也。」）、奢淫之患也。」

05③

嚴公廿八年の冬に、「大水ありて麥禾を亡ふ。」と。董仲舒以爲へらく、「夫人哀姜淫亂にして（師古曰く、「哀姜は、莊公の夫人、齊の女、之なり。」と。）陰氣に逆ふ、故に大水あるなり。」と。劉向以へらく、「水旱當に書すべきも、水旱を書せずして「大いに麥禾を亡ふ」と曰ふは、土氣養はれず、稼穡成らざる者なり。是の時、夫人二叔に淫し、内外別を亡ふ（師古曰く、「二叔は、莊公の二弟の仲慶父及び叔牙を謂ふなり。」と。）又た凶飢を因ね、一年にして三たび臺を築く（師古曰く、「卅一年、「春臺を郎に築く」、「夏臺を薛に築く」、「秋臺を秦に築く」を謂ふなり。郎・薛・秦は、皆魯の地、之なり」と。）故に是に應じて稼穡成らず。臺榭を飾り、淫亂を内にするの罰と云ふ。遂に改寤せず、四年にして死し（師古曰く、「莊公卅二年にして薨ず。「大水ありて麥禾を無ふ」を距つこと、凡そ四歳なり。」と。）既二世に流るるは（師古曰く、「子般及び閔公、皆な殺されて死するを謂ふ、之なり。」と。）奢淫の患なり。」と。

05④

（一）『漢書』卷二十七上五行志上土

嚴公二十八年冬、「大亡麥禾」<sup>①</sup>。董仲舒以爲夫人哀姜淫亂、逆陰氣、故大水也。劉向以爲水旱當書、不書水旱而曰大亡麥禾者、土氣不養、稼穡不成者也。是時、夫人淫於二叔<sup>②</sup>、内外亡別、又因凶飢、一年而三築臺<sup>③</sup>。



故應是而稼穡不成、飾臺榭內淫亂之罰云。遂不改寤、四年而死、<sup>(4)</sup>既流二世、<sup>(5)</sup>奢淫之患也。

(1) 師古曰、「哀姜、莊公夫人、齊女也。」

(2) 師古曰、「二叔、謂莊公二弟仲慶父及叔牙。」

(3) 師古曰、「謂三十一年春築臺于郎、夏築臺于薛、秋築臺于秦也。郎、薛、秦、皆魯地也。」

(4) 師古曰、「莊公三十二年薨、距大水無麥禾、凡四歲也。」

(5) 師古曰、「謂子般及閔公、皆殺死。」

06  
①

古今注曰成帝河平四年臨淮條縣土踊起高二丈長六里（春秋考異部曰后疾專則土踊之也）

06  
②

『古今注』曰、「成帝河平四年、臨淮條縣、土踊起、高二丈、長六里。」（『春秋考異郵』曰、「后族專、則土踊、之也。」）

06  
③

『古今注』に曰く、「成帝の河平四年、臨淮の條縣、土踊起し、高さ二丈、長さ六里なり。」と。（『春秋考異郵』に曰く、「后の族專すれば、則ち土踊る、之なり。」と。）

06  
④

(一) 『太平御覽』卷三十七地部二土

『春秋考異郵』曰、「后族專、則土踊。」

(1) 宋均注曰、「陰盛也。」

07 ①

晉書曰元帝太興二年吳郡吳興東陽亡麥禾大飢孝武太元六年无麥禾天下大飢此皆土失其性是為稼穡不成忽自長在道中天下通也在城邑下其治毀敗在市中國有利在社禩王者益地在軍中加位得封也

07 ②

『晉書』曰、「元帝太興二年、吳郡・吳興・東陽亡麥禾、大飢。孝武太元六年、无麥禾、天下大飢。」此皆土失其性。是為稼穡不成。忽自長在道中、天下通也。在城邑下、其治毀敗。在市中、國有利。在社禩、王者益地。在軍中、加位得封也。

07 ③

『晉書』に曰く、「元帝の太興二年、吳郡・吳興・東陽麥禾を亡ひ、大いに飢ふ。孝武の太元六年、麥禾無し、天下大いに飢ふ。」と。此れ皆な土其の性を失ふ。是れ稼穡の成らず爲り。忽ち自長して道中に在れば、天下通ずるなり。城邑の下に在れば、其の治毀敗す。市中に在れば、國に利有り。社禩に在れば、王者地を益す。軍中に在れば、位を加へられ封を得るなり。

07 ④

(一) 『晉書』卷二十七五行上土

元帝太興二年、吳郡、吳興、東陽無麥禾、大饑。

成帝咸和五年、無麥禾、天下大饑。

穆帝永和十年、三麥不登。十二年、大無麥。

孝武太元六年、無麥禾、天下大饑。

安帝元興元年、無麥禾、天下大饑。

08①

蜀王本紀曰蜀王出獵見秦王以金一笥遺蜀王々々報以礼物盡化為土秦王怒臣下拜賀曰土者地也秦當得蜀矣

08②

『蜀王本紀』曰、「蜀王出獵、見秦王。以金一笥遺蜀王。蜀王報以禮物、盡化為土。秦王怒。臣下拜賀曰、「土者地也。秦當得蜀矣。」」

08③

『蜀王本紀』に曰く、「蜀王獵に出で、秦王に見ゆ。金一笥を以て蜀王に遺る。蜀王報ずるに禮物を以てするに、盡く化して土と爲る。秦王怒る。臣下拜賀して曰く、「土は地なり。秦當に蜀を得べし。」と。」と。

08④

(一) 『太平御覽』卷三十七地部一土

『蜀王本紀』曰、「蜀王獵於褒谷、見秦王。以金一笥遺蜀王。蜀王報以禮物、盡化為土。秦王大怒。臣下拜賀曰、「土、地也。今秦當得蜀矣。」」

〔付記〕 本稿は、科学研究費「基盤研究」(B)「前近代東アジアにおける術数文化の形成と伝播・展開に関する学

際的研究」(1610346)に関連する成果の一部である。

また、査読の先生方からは多くのご指摘をいただいた。この場を借りて御礼申し上げる。